

一般(産業)ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物(がれき)を焼却処理することに関する質問書

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫(盛岡市) ブドリとネリの会 代表 池野圭子(盛岡市)
震災復興プロジェクトチーム岩手 代表 古館和子(宮古市) 岩手有機農業研究会 代表 福本 敏(雫石町)
子供達の放射線被ばく低減化を推進する盛岡の会 代表 舘澤みゆき(盛岡市)
子どもの未来を考えるたんぼぼの会 代表吉田洋子 沼崎優子(盛岡市) クランポンの会 代表 森 純子(盛岡市)

日頃 震災復興並びに県民の福祉向上のためご尽力頂き感謝申し上げます。

2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故により岩手県内も広く放射能で汚染され、特に県南の一関市、奥州市、平泉町は国の「汚染状況重点調査地域」に指定されております。

私たち市民団体は福島原発事故により環境へ放出された放射性物質による汚染物(がれき)を焼却処理することについて疑念を持ち、2011年6月に環境省の「災害廃棄物安全評価検討会」の委員へ要望を提出しました。また2012年2月、4月には国会議員を通し国へ質問主意書提出等を行なってきました。しかし国からの答弁は放射性物質の環境拡散防止について科学的根拠を示さず曖昧であり、納得できるものではありませんでした。

現在、国(環境省)の指導のもと「放射能汚染された災害廃棄物の広域処理」が開始され、本県沿岸等で大量に発生した津波災害廃棄物が全国各地へ搬出され焼却処理が始まっています。そのため当該県の関係市町村では焼却による環境の放射能汚染を心配する住民の反対運動が起こり社会問題になっています。

一方県内を見ると、放射能汚染廃棄物が一般ごみ焼却施設でそのまま焼却されています。一関市のゴミ焼却施設の焼却灰中の放射性セシウム濃度が2011年8月には3万ベクレル/kgと高い値を示しました。これまで私たちは、未曾有の大津波震災と原発事故による放射能汚染という二重の災害が国を緊急事態に陥らせたのであり、放射能汚染廃棄物を一般ゴミ焼却施設で焼却することは、短期的対応としてやむを得ないものがあるかと判断して参りました。しかし、事故後1年半以上も経過した現在なお見直しの動きはなく、昨年11月には遠野市で汚染牧草の焼却処理が開始されるなどその流れは加速されており、周辺環境の放射能汚染について危惧の念は増すばかりです。

本県で発生した災害廃棄物により全国の非汚染地を放射能で汚染させてよいのか、そこまでして他県に依頼しなければならないのか。また本県においてもこのまま焼却処理を継続してよいのか、国土や岩手県土を放射能汚染から守り、子孫により良い環境を引き継ぐために今行うべき最良の方策は何か考えていかなければ

いけないのではないのでしょうか。

大災害後の難題を抱える今「いわて環境王国宣言」の具現化が私たちに問われているのではないのでしょうか。以上の主旨により以下質問いたします。

《質問書》	《岩手県からの回答》	《岩手県回答のコメント》
<p>I. 放射性セシウムを含む放射性物質を呼吸により肺に取り込んだ場合の健康被害について、どのような認識をお持ちですか。(特に子どもたちの健康についてどのようにお考えですか。)</p> <p>* 「発がんや遺伝的障害などは放射線量にしきい値が存在せず、線量の増加に伴い発生確率が高まる」と放射線生物学のテキストに記載されています。2005年6月米科学アカデ</p>	<p>資循第469号 平成25年2月12日</p> <p>標記市民7団体名記載宛 岩手県環境生活部長 公印</p> <p>一般(産業)ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物(がれき)を焼却処理することに関する質問書への回答について 平成25年1月28日付けで提出のあった質問書について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>回答I 放射性セシウムを肺に取り込んだ場合の健康影響については、国際放射線防護委員会(ICRP)が、粒子の化学形態や粒径、気道等での吸収割合、各臓器への移行割合、代謝による排泄の割合、年齢等考慮して評価しており、ICRPの評価をふまえた基準と認識しております。子供たちの健康についても同様と認識しております。</p>	<p>【回答I】</p> <p>「放射性セシウムを肺に取り込んだ場合についてICRPが粒径や気道での吸収割合や各臓器への移行割合、代謝による排泄の割合、年齢等を考慮して評価している」ということだが、その根拠となる資料はICRPのどの刊行物に出ているのか初耳である。これは確認する必要がある。ICRPは結局どのような結論を下しているのか記載されていない。</p> <p>ICRPが原子力推進機関により蹂躪され、取り込まれ変節してきたのか、その歴史を見る時、このよ</p>

<p>ミーは大規模疫学調査結果を報告 (BEIRVII) し「低線量でも発がんリスクはある」と結論付けています。</p> <p>II. 県内の一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物を焼却することについて</p> <p>1) 一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムを大気中に拡散することなしに焼却することは可能ですか。可能な場合はその根拠資料を提示し、お知らせ下さい。</p> <p>2) 岩手県内の廃棄物を焼却処理してい</p>	<p>回答 II</p> <p>1) 排ガス中の放射性セシウムは、冷却設備で冷やされ、ばいじんに付着し、バグフィルターなどの排ガス処理施設で十分除去することができるとされています。</p> <p>また、これまでに県内の市町村等が実施した排ガスの検査結果については、別添1のとおり検出限界値未満となっておりますので、排ガス処理施設が十分に機能していると考えています。</p> <p>2) 市町村等焼却施設については別添2のお</p>	<p>うな国際機関の権威に頼る回答は汚染地となってしまう県民を守る機関として真摯な姿勢に欠ける。</p> <p>【回答 II】</p> <p>1) 「焼却された放射性セシウムは、ばいじんなどに付着しバグフィルターで除去できる」と環境省の受け売りであるが、その根拠となる資料は提示することができないのか答えていない。「県内市町村等が実施した廃ガスの検査結果は全て検出限界未満となっており問題ない」という資料を提示された。しかし、これは4時間という焼却のある時間の廃ガスにおける濃度であり、全体の放射性セシウムがどれだけ除去されたのかは不明であり科学的な説明ではない。一関清掃センターは唯一電気集塵機であり、これはバグフィルターよりも集塵効率が下がるはずであるが、排ガス中の放射性セシウムがいずれも不検出であることは不自然であり測定方法の問題も考えられる。電気集塵方式の福島県伊達地方衛生処理組合では集塵後の排ガス中全セシウムが1.0Bq/m³、須賀川地方保健環境組合では0.4Bq/m³という記録がある。</p> <p>2) 廃棄物を焼却処理をしている市町村等 18 施設</p>
---	--	--

<p>る全てのごみ焼却施設名と除塵方式、所在地をお知らせください。また各処理施設における放射性セシウムの除去率、捕捉微粒子の最小径をお知らせ下さい。</p> <p>3) 2) のうち沿岸で発生した災害廃棄物を受け入れている焼却施設をお知らせください。またその際、施設周辺住民へ説明会は実施されたのでしょうか、お知らせください。実施した場合その反応はどうだ</p>	<p>りとなっています。なお、民間事業者の焼却施設については、別添3のとおり取りまとめ公表しております。</p> <p>なお、各施設での放射性セシウム除去率や捕捉微粒子の最小径については、把握しておりませんが、上記1)のとおり、バグフィルター等が設計除去性能を満たし、その結果として排ガスの検査結果も検出限界値未満となっているものであります。</p> <p>国の調査※でも排ガス中のばいじんを捕捉して放射性セシウム濃度を測定しており、併せて周辺空間線量を測定することによって、焼却前後の変化がないことを確認しています。</p> <p>*国の調査</p> <p>福島市あらかわクリーンセンター、 一関市大東清掃センター など</p> <p>3) 沿岸3施設のほか、県内の余力のある一般廃棄物の焼却施設10施設及び2基の仮設焼却炉で災害廃棄物の焼却を行っています。住民への説明会の開催については、焼却施設を管理するそれぞれの市町村において必要に応じ</p>	<p>の一覧が提示された。民間事業者については施設数だけであり、所在地など不明のまま排ガス中セシウム濃度は不検出となっていた。</p> <p>各施設での放射性セシウムの除去率や捕捉微粒子の最小径は調べていないことがわかった。ただ、煙道排ガス中濃度が検出限界以下であり問題なしとする姿勢であった。そもそも煙道ガス中放射能濃度をどのようにして調べているのかを確認する必要もある。</p> <p>国の調査として福島市のあらかわクリーンセンターの測定値を挙げています。これは国の災害廃棄物安全評価検討会の資料として提示されたものと思われる。これにはバグフィルター前の排ガス中放射性セシウムは174Bq/m³、フィルター後の排ガスを吸引したろ紙では検出されており0.007Bq/m³になっていた。しかし、この数値ではどれだけフィルターで除去されたのか総量の収支は不明だ。一関市大東清掃センターの報告書を見たい。</p> <p>3) 資料2では18の施設が上げられており、そのうち5カ所は沿岸である。残り13施設のうち10施設で焼却を行なっているが、その施設名はこの回答では不明である。</p> <p>施設周辺住民説明会は各市町村で実施することに</p>
---	--	---

<p>ったのでしょうか。</p> <p>4) 県内の焼却施設周辺環境（土壌・降下物）の放射性セシウムの濃度について計測していますか。計測しているならば、その測定データをお知らせください。</p>	<p>て実施しており、被災地支援の一環として処理に理解をいただいているとお聞きしています。</p> <p>4) 上記2) のことから、周辺環境の放射性セシウム濃度は計測しておりません。</p>	<p>なっている。国との関係もあるだろうが、県の立場はどうなっているのだろうか。</p> <p>4) フィルターを通過した排ガス中の放射性セシウム濃度が不検出であり、焼却炉周辺の土壌などの調査をしていないという。これは周辺住民の不安を解消するためにも是非行うべきではないか。バグフィルターの破損事故がたまたまある、その時にはバイパスを使用し排気させる場合もあると聞いている、そうすると高濃度の飛灰が飛散することになる。環境測定は行うのが当然であろう。</p>
<p>Ⅲ. 汚染廃棄物の焼却により一般（産業）ごみ焼却施設で発生した焼却灰（主灰・飛灰）の埋設について</p> <p>1) 3・11 原発事故以降、県内全施設における焼却灰中の放射性セシウム濃度の測定データをお知らせください。</p>	<p>回答Ⅲ</p> <p>1) 焼却施設の設置管理者が測定した結果については、別添4のとおり取りまとめを行い、岩手県HPにて公表しております。</p>	<p>【回答Ⅲ】</p> <p>1) 2011.7.22 一関清掃センターの焼却飛灰から30000Bq/kg という高濃度の放射性セシウムが検出されている。8.24には14700Bq/kg、2012.3.1には2900Bq/kg、5.15には13800Bq/kg、6.22に10700Bq/kg、7.23に7600Bq/kg、8.20に7000Bq/kg、10.17に6400Bq/kgと変化している（いずれも飛灰）。10000Bq/m³を超える飛灰は他に胆沢地区衛生センターが2011.7.9と7.13に記録している。</p>

<p>2) 国は焼却灰中放射性セシウムが 8000 ベクレル/kg 以上は指定廃棄物として雨水の侵入を防ぎ保管するよう指導しています。8000 ベクレル/kg 以下の特定廃棄物については最終処分場で埋設が認められています。本県においてはその両者について、焼却灰をどのように管理・処理処分しているのか現在の様子について具体的に、特に雨水との接触防止対策はどのようにしているかについてお知らせください。</p> <p>3) 3.11 原発事故前の焼却灰と以降の焼却灰と区別して埋設しておくことが、雨水による放射性物放出などの際対策上効果的と思われるが、埋設場ではどのように埋設しているのでしょうか。</p> <p>4) 環境省「災害廃棄物安全 評価検討会」2011 年度第 8 回資料として、国立環境研究所報告書「放射能汚染廃棄物の埋立」があります。これに、群馬県伊勢崎市の埋設処分場では「焼却灰をコンクリートで固めたものから雨水との接触で放射性セシウムが漏れだしていた」「放射性セシウムは飛灰における溶出率が 8 割以上と高く、</p>	<p>2) 焼却灰については、国が示した基準等*に従い、放射性セシウムが流出しないよう、埋立する位置を決めて、処分場の下部土壌層の敷設、厚い覆土などの雨水対策も含め措置を行っています。</p> <p>* 国（環境省）が示した基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質汚染対処特措法（平成23年 8 月） ・ 廃棄物関係ガイドライン「第二部特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」（平成23年12月） <p>3) 原発事故後に発生した焼却灰の理立にあたっては、理立位置を示す図面を作成し、最終処分場を廃止するまでの間保存することが義務付けられております。</p> <p>4) 廃棄物を処理する施設の維持管理に必要な測定は、設置者（管理者）が行うこととされ、焼却灰等を理立している最終処分場の設置管理者が測定した結果については、別添 5 のとおり取りまとめを行い、岩手県HPにて公表しております。</p>	<p>2) 焼却灰の埋立について雨水との接触防止対策について具体的に問うたが、「雨水対策も含め措置を行なっています」とする漠然とした回答であり、これでは厳密に行われているのか不明である。国が示した基準通りの方法（その範囲）で行なっているという回答だった。県独自の対応というものは今のところないらしい。</p> <p>3) 「埋立位置を示す図面を作成し、最終処分場を廃止するまでの間保存することが義務付けられている」とのこと特に雨水との接触防止対策は行われていないようだ。これでは大雨時など放射性セシウムが溶出してくるであろう。</p> <p>4) 2012 年の 6.16 と 9.15 現在の排水や地下水の測定結果が資料として提出された。そのうち埋立地からの排水から放射性セシウムが検出されたのは以下の 3 施設であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.6 胆江地区最終処分場 37Bq/L 6.12 同上 31Bq/L 5.16 大槌町一般廃棄物最終処分場 24Bq/kg
---	---	---

<p>また、飛灰と主灰の混合はこの溶出率に大きな影響を与えない」と記載されています。そして「セシウムは通常の水処理（凝集沈殿装置）では除去できない」とも報告されています。私たちはこの報告等により焼却灰からセシウムが溶出することについて非常に危惧の念を抱いております。溶出は大丈夫でしょうか、根拠を資料を提示しお知らせ下さい。</p> <p>県内のゴミ焼却場の埋設処分場からの放出水について放射性セシウム濃度の測定データ、特に大雨時の測定データをお知らせください。</p> <p>IV. その他</p> <p>1) 「原子炉等規制法」の改正により 2005 年 5 月クリアランス制度が成立し、廃炉の解体物等について放射性物質の濃度が一定値（放射性セシウムの場合 100 ベクレル/kg）以下なら放射能がない一般廃棄物（不燃物）とみなしリサイクルや一般廃棄物処分場に埋設など行なっても良いことになりました。</p>	<p>回答Ⅳ</p> <p>1) 県として見解を申し述べる事ができる立場にありません。</p> <p>※原子炉等規制法に基づくクリアランス基準（100Bq/kg）については、廃棄物を日常生活を営む場所で安全に再利用できる基準として定められたものであり、放射性物質汚染対処特措法に基づく濃度基準（8,000Bq/kg）については、放射性セシウムに汚染された廃棄物を既存の理立処分場で安全に処理することができる基準と</p>	<p>5.11 遠野市清養園クリーンセンター 最終処分場排水 3Bq/L</p> <p>これについて原子力施設からの排水中放射性セシウム濃度規制値を当てはめ基準以下としているが、これは清掃工場を原子力施設とみなす考えであり容認できない。</p> <p>セシウム 134 は 60Bq/L セシウム 137 は 90Bq/L</p> <p>大雨時の測定値は示されなかった。</p> <p>普通の状態でもこのように検出されているところがあることは大きな問題だ。飲料水の放射性セシウムの基準は 10Bq/L でありこれを上回っているところもある。</p> <p>【回答Ⅳ】</p> <p>1) 国が決めたこととして「見解を述べる立場にない」と国へ従順な姿勢を示している。</p> <p>原子力規制機関やその規制関連法律の成立経緯などを振り返るに、クリアランス制度も原子力推進のため設けられたとんでもない基準だ。</p> <p>このように原発事故が起こり汚染が広まるともうそれ以前の基準などあってな気が如しで、滅茶苦茶になってしまうことを物語っている。</p> <p>そもそも人々を守る規制ではなく、推進するため</p>
--	--	--

<p>しかし、今回の原発事故後「放射性物質汚染対処特措法」が急遽制定され、焼却灰などについて8000ベクレル/kg以下を処分場に埋設してもよいということになり両法律の整合性がなくなってしまいました。一挙に80倍まで埋設許可濃度が増したことについて、ご見解をお知らせ下さい。</p> <p>2) 本県で発生した放射能が付着した災害廃棄物を他県において焼却処理がなされるため、放射能汚染を心配する関係市町村住民の反発があり、受入先への配慮が求められます。焼却を止めて、汚染物を埋設し津波記念公園にするなど他県に迷惑をかけない本県にあったやり方で処分していくなどの工夫が出来ないでしょうか。それが新たな雇用にも繋がるのではないかと思います。ご見解をお知らせください。</p>	<p>して定められたものと理解しております。</p> <p>2) 災害廃棄物の処理に当たっては、岩手県内の施設を最大限に利用し、できる限り県内で復興資材等に再利用を進めるなどの処理に努めておりますが、それでもなお、災害廃棄物の処理期限である平成26年3月までに処理しきれない量であることから、県外の自治体等にも処理をお手伝いしていただくこととしています。</p> <p>広域処理に際しては、国が定めた「広域処理の推進に係るガイドライン」や各自治体との契約書等に基づいた、安全に処理できるものとして示された基準値内のものをお願いしているところです。</p>	<p>しくは国の責任を軽くするため、被ばくを容認する規制がますます露骨になっている。</p> <p>2) 平成26年3月までが災害廃棄物の処理期限まで間に合わないから他県に依頼しているとのことだが、環境省は「広域処理の必要量が従来推計の約半分に減少した」。「本県の本くずはこの3月末、可燃物も12月末までに広域処理を終了できるとした」との報道が1月末あった。いい加減な推計を用いて広域処理が行われてきたことがわかる。なぜ処理期限を定めなければならないのか、仮に定めたとしてもより良い方向で柔軟に対応することこそ大切であろう。科学的に検証されないまま、焼却処理や埋立を強行することは後先を考えない愚かなやり方であろう。</p> <p>汚染物を埋立津波記念公園にすることについては文書回答がなかった、質疑では「埋立物の沈下が起こる」など否定的な見解があった。</p>
--	---	---

<p>3) セシウム 137 はご存知のように半減期が 30 年です。このことは約 300 年経たなければ放射能が今の約千分の一にならないことを意味しています。放射性セシウムを含む焼却灰などの廃棄物は数百年保管しなければならない所以です。埋設してもそこに放射性セシウムがあることを後世に知らせなければなりません。数百年に渡る埋立場や保管所の表示やその管理はどのように計画されているのでしょうか。お知らせください。</p>	<p>3) 最終処分場を廃止するまでの管理等については、環境省で検討が行われている状況です。</p> <p>なお、事故以前から最終処分場など廃棄物が地下にある土地については、掘削等により生活環境の保全上支障が生ずる恐れがあるため、指定区域として指定、公示し、形質変更を行う場合は知事に対し事前に届出を行うことになっています。</p>	<p>3) 放射性セシウムの埋設処分場の管理などについては、現在環境省で検討中とのこと。しかしこれに数百年に渡る表示が盛り込まれなければ意味がない。</p> <p>過去に最終処分場だった土地の利用については知事へ事前に届出を行うことになっているが届出だけでは不足であり、許認可が必要ではないか。いずれにせよ、未来へ厳重に引き継がなければならない。</p>
<p>4) 放射能から環境を守る法律が未整備なまま、焼却処理や埋設処分が進められているところに混乱の元があります。これは法整備を怠ってきた経産省に大きな責任があり、このことは県独自に、規制などを科することができる余地があることとなりますので、「環境王国」を目指す岩手として県民の不安を解消するのみにとどまらず、全国の規範となるべく県独自の放射能規制を行なってはいかがでしょうか。見解をお知らせください。</p> <p>* ちなみに原発事故由来の放射性物質</p>	<p>4) 放射能の規制については、県が個別に対応することは困難であり、健康影響等への科学的な評価検討をもとに国が行うことが適当と考えています。</p>	<p>4) ここでは、放射性物質による汚染から環境や人々を守るための法律の整備があまりに杜撰なことを指摘した。県の積極的姿勢を期待したが無理な注文だったかもしれない。</p> <p>放射性物質の規制は国内では産学官をあげて、また国際的にも核開発・原子力推進と結びつき大きな利権集団を形づくりゆがめられてきた。しかし、放射能汚染を被った自治体として国の言いなりにならず、被災県として県民サイドで発信していく姿勢が求められる。</p> <p>被災県として、放射能の暫定的基準を厳しいものとして上乗せすることもできるはずだ。</p>

<p>により汚染された廃棄物が一般ごみ焼却施設で処理処分される際、以下の項目について規制が存在しません。</p> <p>① 一般廃棄物焼却施設で受入る放射性物質の濃度基準</p> <p>② 焼却施設の排気筒における放射性物質の濃度基準</p> <p>③ 10000 ベクレル/kg 以下の廃棄物を扱う施設における清掃従事者を放射性物質から守るための基準</p> <p>④ 焼却施設内の設備における放射線の管理基準</p> <p>⑤ 焼却灰や汚泥などを埋設処分する際の放射性物質の基準</p> <p>⑥ 焼却灰や汚泥などを再利用する場合の放射性物質の基準</p> <p>⑦ その他</p> <p style="padding-left: 20px;">* 規制があるが、それがあまりに緩いものであり、環境汚染防止になると考えられない項目</p> <p>① 焼却施設の敷地境界大気における放射性物質の基準</p> <p>② 埋設処分場からの排水中放射性物質</p>		
--	--	--

<p>の基準</p> <p>5) 焼却灰中の放射性セシウムは水に溶けやすくなることがわかっています。セシウムは粘土やゼオライトなどに吸着されると数ヶ月でしっかりと原子の結合構造（珪酸）に固定されると聞いております。焼却せず埋設し粘土等に吸着させるほうが汚染防止上リスクは少ないと考えますが、見解をお知らせください。</p> <p>6) 環境省によれば、放射性セシウムが10000 ベクレル/kg 以上の汚染物を扱う場合その施設は「放射線障害防止法」の対象施設に該当するとのこと。県内の施設で該当する施設とその対応についてお知らせ下さい。</p> <p>以上です。</p>	<p>5) 廃棄物の処理にあたっては、放射性セシウム以外にも感染性、腐敗性などの問題があることから、リスクについては総合的に考える必要があると考えています。</p> <p>6) 環境省が一関市で実施しているモデル事業（牧草の裁断）が対象となっており、一関労働基準監督署の指導のもとで対応していると考えております。</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>【担当】岩手県環境生活部 災害廃棄物関係：廃棄物特別対策室(内 6940) 上記以外：資源循環推進課(内 5381)</p>	<p>5) 感染性、腐敗性などをあげ、ているが放射性セシウムは溶出させ環境へ放出させていいわけがない。今までの国内における化学物質などの水質規制は極めて厳重であり、そのため環境が良好に保たれてきた。しかし放射性物質の規制は厳密性がなくあまりに緩い規制値を用いており、今までの環境規制が影を潜めてしまった。</p> <p>このことは基準値以下だからと言ってもキノコ、山菜、淡水魚など人々が食べなくなってしまった事実がある。放射性物質の規制基準を人々が信じていないことを物語っている。</p> <p>6) 1万 Bq/kg を上回る焼却飛灰が発生したのは一関清掃センターと胆沢地区衛生センターの2カ所であるがそれには答えていない。ここも国まかせである。</p> <p>県民を守る立場にある県は国や該当自治体まかせにせずリーダーシップをとり、清掃事業所従業員の健康を守る姿勢がほしい。労働基準監督署に問い合わせてみたい。</p>
---	--	---

添付資料 県 HP に(平成 24 年 9 月 15 日現在)のものが公開されている <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=41693>

【資料 1】平成 24 年度 岩手県 市町村等焼却施設排ガス測定結果(平成 24 年 9 月 15 日現在)

* 18 市町村、34 データ：排ガスはろ紙部・ドレン部について放射性セシウムは全て ND（検出限界値各核種：0.07～2.0Bq/m³）

【資料2】焼却施設（18施設：施設名 所在地 除塵方式） *一関清掃センターは電気集塵機、他17施設はバグフィルター使用

【資料3】岩手県の特定産業廃棄物処理施設のモニタリング結果について（平成24年9月15日現在）

- 1 産業廃棄物の焼却施設 排ガスの調査はいずれも不検出 ND であった
- 2 産業廃棄物の最終処分場 排水及び周辺地下水についてはいずれも不検出であった。
- 3 産業廃棄物の汚泥脱水施設 排水の測定値はいずれも不検出 ND であった。

【資料4】岩手県市町村等焼却施設焼却灰測定結果

(平成23.9.12現在) (平成24.3.26現在) (平成24.6.15現在) (平成24.9.15現在) (平成24.11現在)

- *平成23.9.12現在まとめ：19市町村等、55データ：7.22一関清掃センター飛灰30000Bq/kg、7.5同飛灰26000Bq/kg、8.24同飛灰14700Bq/kg、7.9胆江地区衛生センター飛灰10100Bq/kg、7.13同飛灰10500Bq/kg
- *平成24.3.26現在まとめ：最大値は3.1一関清掃センター飛灰2900Bq/kg
- *平成24.6.15現在まとめ：最大値は5.15一関清掃センター飛灰13800Bq/kg、次は6.13胆沢地区衛生センター飛灰4200Bq/kg
- *平成24.9.15現在まとめ：最大値は6.22一関清掃センター飛灰10700Bq/kg、次は7.23同飛灰7600Bq/kg
- *平成24.11現在まとめ：最大値は10.17一関清掃センター飛灰6400Bq/kg、次は10.31胆沢地区衛生センター飛灰2420Bq/kg

【資料5】岩手県市町村等最終処分場の排水・周辺地下水測定結果（平成24.6.15現在）（平成24年9月15日現在）

- *平成24.6.15現在まとめ：19地区、51データ：排水から放射性セシウム検出4データ、他は不検出 ND
- 6.6胆江地区最終処分場37Bq/L、6.12同31Bq/L、5.16大槌町一般廃棄物最終処分場24Bq/kg
- 5.11遠野市清養園クリーンセンター最終処分場排水3Bq/L
- *平成24年9月15日現在まとめ：9.11胆江地区最終処分場15.7Bq/L、8.5久慈地区最終処分場排水2Bq/L

*コメントは「三陸の海を放射能から守る岩手の会」の永田文夫が作成